

戸籍関係証明書請求時の本人確認資料

★有効期限があるものは、その期限内のものに限ります。失効したものは使用できません。

★確認するのは、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」です。

① 1点で本人確認資料となるもの *戸籍法施行規則第11条の2第1号

- 運転免許証 - 旅券（パスポート） - 在留カードまたは特別永住者証明書 - 個人番号カード - 住民基本台帳カード^{写真付} - 国・地方公共団体機関発行の写真付身分証明書 - 船員手帳 - 海技免状 - 小型船舶操縦免許証 - 猟銃・空気銃所持許可証 - 戦傷病者手帳 - 宅地建物取引士証 - 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書	- 電気工事士免状 - 無線従事者免許証 - 認定電気工事従事者認定証 - 特種電気工事資格者認定証 - 耐空検査員の証 - 航空従事者技能証明書 - 運航管理者技能検定合格証明書 - 動力車操縦者運転免許証 - 教習資格認定証 - 身体障害者手帳 - 療育手帳 - 運転経歴証明書（H24.4.1以後に交付されたものに限る）
--	---

② 下記 イ欄から2点、または イ欄とロ欄から1点ずつ を提示して本人確認書類となるもの

*戸籍法施行規則第11条の2第2号イ、ロ

イ 欄	- 国民健康保険の被保険者証 - 健康保険の被保険者証 - 船員保険の被保険者証 - 介護保険の被保険者証 - 共済組合員証 - 国民年金手帳 - 国民年金証書	- 基礎年金番号通知書（令和4年4月1日～） - 船員保険の年金証書 - 厚生年金保険の年金証書 - 共済年金証書 - 恩給証書 - 申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
ロ 欄	- 写真付学生証 - 法人が発行した写真付身分証明書 - 国・地方公共団体の機関発行の写真付資格証明書（①に該当するものを除く） ※ロ欄の書類は、複数点あっても本人確認資料にはなりません。	